

商品券

●問=企画政策課(物価高騰対策市民生活支援商品券事務局)
Tel 27 - 3160

対象者

全世帯の世帯主

※本市の住民基本台帳の世帯(令和5年5月1日時点)が対象

申請方法・申請期限

令和6年1月15日までに企画政策課窓口で申請してください。

申請書類の受取方法

企画政策課窓口で受け取るか、市ホームページからダウンロードしてください。



▲市ホームページ

商品券の使用期間

商品券受領日～1月31日

商品券の使用期限を延長しました

小林市物価高騰対策
市民生活支援商品券



小林てななど
プレミアム付商品券



使用期限

~~12月31日~~



1月31日まで

※お手元の各商品券は、1月31日まで使用できます

商品券・給付金 詐欺に注意！！



絶対に教えない！渡さない！

- 暗証番号 ●口座番号 ●マイナンバー
- 通帳、キャッシュカード など

次のようなことを国、県や市区町村が行うことは絶対にありません

- ATMの操作のお願いすること
- 手数料の振り込みを求めること
- メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

「怪しい！」と思ったら警察相談専用電話「#9110」か最寄りの警察署へ

【生活支援のための】

商品券や給付金

物価高騰対策
市民生活支援商品券 1万円分

電力・ガス・食料品等
価格高騰重点支援給付金 2万円

受け取り忘れはありませんか？

電力・ガスなどのエネルギーや食料品などの価格が高騰していることで家庭での負担が増えていることを踏まえ、市では7月から9月にかけて、全世帯に「商品券」を、住民税非課税世帯等には「商品券」と「給付金」を給付しました。

対象者でまだ受け取っていない人は、各申請期限までに申請してください。

※既に受け取っている人は、今回の案内の対象ではありません。



給付金

●問=福祉課
Tel 23 - 0111

対象世帯

- ◆令和5年度住民税非課税世帯【申請が必要な世帯】
※令和5年1月2日以降に、小林市に転入した人を含む世帯や令和4年中の収入等が未申告である人がいる世帯
- ◆令和5年1月以降に家計が急変した世帯
※予期しない理由で、1か月の収入が住民税非課税相当になった世帯
- ◆「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給要件確認書」の送付を受けているが未提出の世帯

申請方法・申請期限

10月31日までに必要書類を添えて、福祉課に申請してください。

申請書類の受取方法

福祉課窓口で受け取るか、市ホームページからダウンロードしてください。



▲市ホームページ

支給時期

市で申請を受付後、約3週間から4週間程度で振り込み予定です。